



附  
則

**第一条** この府令は、令和六年九月一日から施行する。ただし、別表第一一十六（五の項を除く。）に掲げる事項並びに別表第二十七の一の項第八号及び四の項に掲げる事項の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

經世哲題

(第三条) 第二条 令和八年八月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、この府令による改正後の第三条第二項、第二十二条第一項、別表第二十及び別表第二十七の二の項第一号の規定中天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品として届出をした場合に関する規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 令和七年四月一日において現に販売されている機能性表示食品に係るこの府令による改正後の別表第二十七の四の項イの規定中「機能性表示食品に関する届出に係る届出番号が付与された日」とあるのは、「令和七年四月一日」と読み替えるものとする。

第四条 この府令の施行前に改正前の第二条第一項第十号の規定によりされた届出は、改正後の第二条第一項第十号イの規定によりされた届出とみなす。

第五条 令和七年三月三十一日までの間ににおけるこの府令による改正後の第二条第一項第十号イの規定の適用については、同号イ中「六十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに（このイの規定による届出（以下単に「届出」という。）がされたことがない機能性関与成分に関する届け出られた表示の内容がこの府令その他の関係法令の規定に違反するおそれがない旨の確認がないこと等により同表下欄に掲げる方法により提出される資料の確認に特に時間を要すると消費者庁長官が認める場合にあつては百二十日（同項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに」とあるのは「六十日前までに」とする。

告示

規格対応日時	組織図及び連絡フローチャート
○内閣府告示第百六号 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第一条第一項第十号イの別表第二十六の五の項の規定	

ら施行する。

ら施行する。

令和六年八月二十三日  
内閣総理大臣 肯田 文雄  
食品表示基準第二条第一項第十号イの別表第二十六の五の項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める届出の方法を定める告示

**第一条** 機能性表示食品（食品表示基準第一條第一項第十号に規定する機能性表示食品をいう。）のうち、同号イの別表（以下単に「別表」という。）第二十六の五の項に規定する届出者の届出の方法については、この告示の定めるところによる。

(届出の方法)

**第三条** 届出者は、前条の規定による提出をするときは、様式を用いるものとする。  
**第二条** 届出者は、別表第二十六の五の項に規定する事項を記録した電磁的記録を  
する「機能性表示食品制度届出データベース」を用いて、消費者庁長官に提出する。ただし、災害  
その他のやむを得ない事由により、当該データベースによる提出ができないときは、この限りでな  
い。

商品名	
健康被害の情報の対応窓口部署名等	
電話番号	

（財務省）  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法律告示第三号）の一部を次のように改正する。  
（金融庁）  
（財務省）

に亘る、本件 株式会社の持株者に因て、この法律が附帯して、同一の規範を適用する旨、前項の規定を改正する。すなはち、前項の規定を改正する。

令和六年八月二十三日

全和六年八月二十三日

1

100

104